



2024年4月10日

米国子会社プロテクティブ社によるShelterPoint社の買収について

第一生命ホールディングス株式会社（代表取締役社長 CEO：菊田 徹也、以下「当社」）の米国子会社であるProtective Life Corporation（以下、「プロテクティブ社」）は、米国で団体保険事業を展開するShelterPoint Group, Inc.（以下、「ShelterPoint社」）を同社株主から買収することを決定し、買収契約を締結しました。今後、日米監督当局による認可等を前提として、プロテクティブ社における2024年度第4四半期（2024年10月-12月）を目処とした買収手続完了を予定しています。

ShelterPoint社は米国で1972年に創業され、ニューヨーク州等で企業・団体に加入が義務付けられているDisability Benefits Law insurance（短期所得補償保険、以下「DBL」）やPaid Family Leave insurance（有給休暇補償保険、以下「PFL」）、Paid Family and Medical Leave insurance（DBLとPFL双方の補償範囲を兼ね備えた有給休暇補償保険、以下「PFML」）の販売・引受を主に行っており、ニューヨーク州ではDBL・PFLにおいてリーディングポジションを確立しています。本件買収は、プロテクティブ社にとっては新規の事業ライン獲得であり、事業分散・収益安定化に寄与するものと考えています。またPFMLの採用州は今後とも増加する見込であり、更なるお客さま基盤の拡充が期待されます。

プロテクティブ社は、伝統的な生命保険事業、個人年金事業等のリテール事業に加え、買収事業に強みを持ち、2015年2月に当社グループの一員となって以降も、米国 Genworth Financial, Inc.からの定期保険ブロックの買収（2016年）、米国 United States Warranty Corp.の買収（2016年）、米国 Liberty Life Assurance Company of Bostonの個人保険・年金ブロックの買収（2018年）、米国 Great-West Life & Annuity Insurance Companyの個人保険・年金ブロックの買収（2019年）、米国 Revolos（2021年）、米国 AUL（2022年）等をそれぞれ実現しました。今回の買収は、プロテクティブ社にとって通算60件目の買収案件となります。

当社は今後も、北米事業を当社海外事業の中核に据えると共に、プロテクティブ社を米国における当社グループの成長プラットフォームとして位置づけ、同社による買収事業・リテール事業双方の規模拡大を通じた北米における更なる成長と収益拡大を目指していきます。

< ShelterPoint 社の概要 >

会社名	ShelterPoint Group, Inc. ShelterPoint Life Insurance Company ShelterPoint Insurance Company
代表者名	CEO, Leston Welsh
主たる所在地	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ガーデンシティ
従業員数	約 220 名
設立	1972 年

米国子会社プロテクトティブ社によるShelterPoint社の買収(団体保障事業)



Dai-ichi Life Holdings

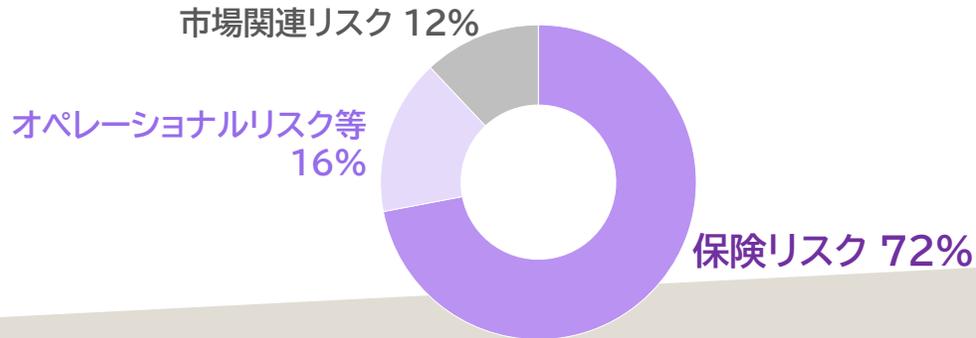
① 案件概要・財務影響

- ▶ 米国でニューヨーク州を中心に団体保障事業を展開するShelterPoint Group, Inc.(以下ShelterPoint社)の買収を決定し、買収契約を締結
- ▶ プロテクトティブ社にとって新規の事業ライン獲得であり、事業分散・収益安定化に寄与
- ▶ ShelterPoint社の主力商品であるDBL(短期所得補償保険)・PFL(有給休暇補償保険)は1年更新で市場関連リスクが小さく、保険リスク中心(リスク全体の約7割)のリスクプロファイルを持つ、キャピタルライトな案件

案件概要・グループ財務影響

買収対象	ShelterPoint Group, Inc. (団体保障事業会社)
買収金額	非公表(プロテクトティブ社の資金および当社による追加出資(約300百万ドル予定)で対応予定)
買収完了時期	2024年10-12月頃 (関連当局の許認可等を前提)
利益貢献見込み	プロテクトティブ社の当期純利益に対し、中長期的に40-50百万ドル程度の上乗せを見込む

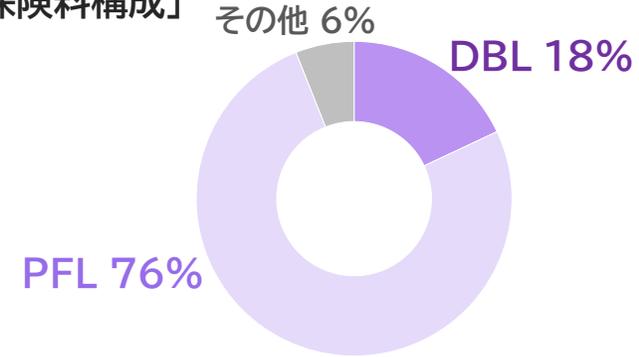
[ShelterPoint社 リスクプロファイル](23年12月末時点)



ShelterPoint社の主力商品概要

[商品別収入保険料構成]

(2022年度実績)

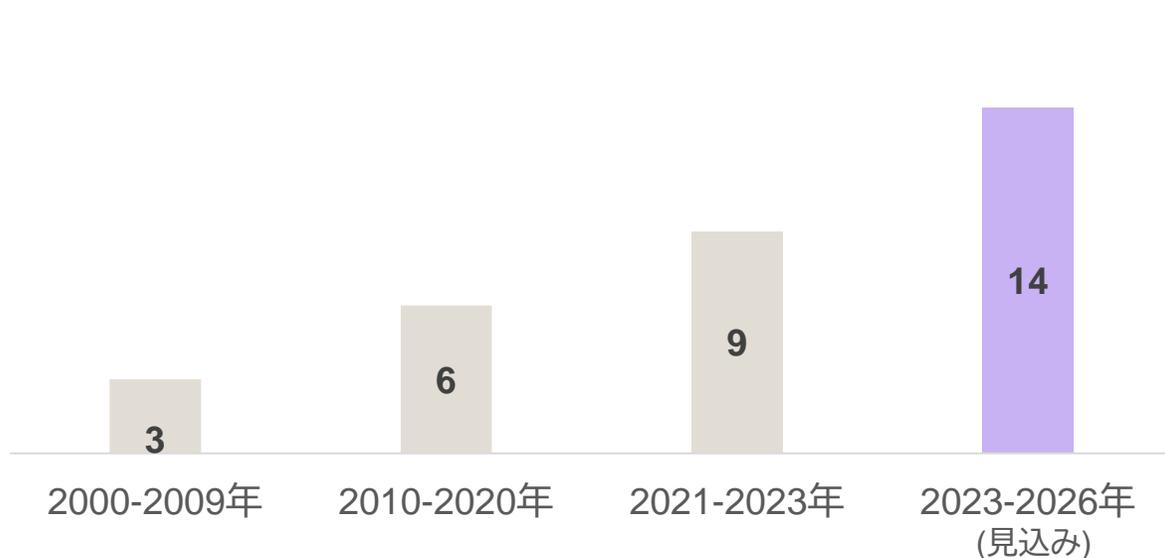


	NY州におけるDBL	NY州におけるPFL
概要	・ 従業員1名以上の雇用主に加入義務付け	・ DBLの特約 (2018年より雇用主に加入義務付け)
補償範囲	・ 従業員の非業務上の負傷または疾病(妊娠・出産を含む)	・ 出産・養子縁組後の休暇 ・ 介護休暇 ・ 兵役中の扶養家族への給付
給付水準	・ 従業員の平均週給の50% (最大170ドル) ・ 最大連続26週間、待機期間7日	・ 平均週給の67%(最大1,152ドル) ・ 最大連続12週間

② ShelterPoint社のマーケットプレゼンス

- ▶ ShelterPoint社は主力のDBL・PFLに特化した事務・システム態勢を構築することで高いコスト効率を発揮
- ▶ ShelterPoint社は短期所得補償分野の保険において、全米トップの顧客数を誇る
- ▶ PFMLの採用州が急速に増加しており、ShelterPoint社の商圈拡大が期待される
- ▶ 米国では年次有給休暇の付与が法令で義務付けられていなかったが、州単位での義務化が進展しており、2026年にかけて新たに複数の州で義務化がなされる見込み

PFL・PFML等の有給休暇補償保険 採用州推移(1)



全米における短期所得補償分野の収入保険料(2022年)(2)(3)

